

議案第 9 号

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

福生都市計画新青梅街道沿道地区地区計画の都市計画変更に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 国道 1 6 号沿道元狭山地区地区整備計画区域の表中「の各号」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の 2
箱根ヶ崎駅西地区地区整備計画区域の表中「の各号」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の 3 新青梅街道沿道地区地区整備計画区域の表を次のように改める。

3 新青梅街道沿道地区地区整備計画区域

（あ）	計画地区の区分	—
-----	---------	---

(い)	建築物の用途の制限	ホテル又は旅館は、建築してはならない。
(う)	建築物の容積率の最高限度	—
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—
(お)	建築物の敷地面積の最低限度	1 3 0 m ²
(か)	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及びその他の敷地境界線までの後退距離は、0.5 m以上とする。
(き)	(か) の適用除外のもの	次に掲げる建築物又は建築物の部分 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの (2) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であるもの (3) 自動車車庫で、軒の高さが2.3 m以下であるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項及び第2項に規定する届出について適用し、同日前になされた届出については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

新				旧			
第1条から第14条 略				第1条から第14条 略			
別表第1 略				別表第1 略			
別表第2(第3条―第7条関係)				別表第2(第3条―第7条関係)			
1 国道16号沿道元狭山地区地区整備計画区域				1 国道16号沿道元狭山地区地区整備計画区域			
略	略	略		略	略	略	
(い)	建築物の用途の制限	次_____に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)から(6) 略		(い)	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)から(6) 略	
略	略	略		略	略	略	
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—		(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	—	
略	略	略		略	略	略	
2 箱根ヶ崎駅西地区地区整備計画区域				2 箱根ヶ崎駅西地区地区整備計画区域			
略	略	略	略	略	略	略	略
(い)	建築物の用途の制限	—	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 略	次_____に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)から(3) 略	次_____に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)から(3) 略	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)から(3) 略	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)から(3) 略

略	略	略				
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	福生都市計画箱根ヶ崎駅西地区地区計画の計画書及び地区計画計画図1に示すとおり				
略	略	略	略	略	略	略
(き)	(か)の適用除外のもの	次_____に掲げる建築物又は建築物の部分 (1)から(3) 略				

3 新青梅街道沿道地区地区整備計画区域						
(あ)	計画地区の区分	二				
(い)	建築物の用途の制限	ホテル又は旅館は、建築してはならない。				
(う)	建築物の容積率の最高限度	二				
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	二				
(お)	建築物の敷地面積の最低限度	130m ²				
(か)	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及びその他の敷地境界線までの後退距離は、0.5m以上とする。				

略	略	略				
(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	福生都市計画箱根ヶ崎駅西地区地区計画の計画書及び地区計画計画図1に示すとおり				
略	略	略	略	略	略	略
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分 (1)から(3) 略				

3 新青梅街道沿道地区地区整備計画区域						
(あ)	計画地区の区分	沿道サービス地区1	沿道サービス地区2			
(い)	建築物の用途の制限	ホテル又は旅館は、建築してはならない。				
(う)	建築物の容積率の最高限度	福生都市計画新青梅街道沿道地区地区計画の計画書及び地区計画計画図1に示すとおり				
(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	二				
(お)	建築物の敷地面積の最低限度	130m ²				
(か)	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及びその他の敷地境界線までの後退距離は、0.5m以上とする。				

(き)	(か)の適用除外のもの	次に掲げる建築物又は建築物の部分 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの (3)自動車車庫で、軒の高さが2.3m以下であるもの	(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの (3)自動車車庫で、軒の高さが2.3m以下であるもの
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項及び第2項に規定する届出について適用し、同日前になされた届出については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。					